

## 傷病補償年金等記録簿(表)

1 災害補償記録簿番号						
2 年金証書の番号	第 号		1 0 故意による犯罪行為等による制限の有無及び制限期間	有 無	年 月から 年 月まで	
3 受給権者の氏名						
4 住所			11 厚生年金保険等の受給関係			
5 障害の等級			当該傷病に関して支給されている年金の種類		支給されている年金の年額	
			旧船員保険法の障害年金		支給されている年金の年額 円	
	旧厚生年金保険法の障害年金		支給開始年月 年 月			
6 支給開始年月	年 月		旧国民年金法の障害年金		年金証書の記号番号 第 号	
7 傷病の部位及びその程度			厚生年金保険法の障害厚生年金			
			及び国民年金法の障害基礎年金			
			厚生年金保険法の障害厚生年金			
			国民年金法の障害基礎年金			
8 傷病補償年金の年額					9 傷病特別給付金の年額 円	
支給年月	補償基礎額	乗すべき数	条例第8条の2による年金額	条例付則第21項による調整後の年金額		
年 月から	円		円			
年 月から						
年 月から						
年 月から						
年 月から						
振込先 金融機関名	銀行 支店		12 備考			
口座番号						

(裏)

(記入要領)

1 傷病補償年金等記録簿(表)

- (1) この記録簿は、傷病補償年金及び傷病特別給付金の支給が決定された場合に作成し、支給事由の継続する間、記入してください。
- (2) 「5 障害の等級」の欄は、最初に傷病補償年金の支給を決定した場合の当該障害の等級及びその決定年月日を最初の欄に記入し、支給開始後障害の等級に変更があった場合は、変更後の障害の等級及びその変更決定年月日を次の欄以下に記入してください。
- (3) 「6 支給開始年月」の欄は、当該身体障害の原因である傷病による障害の程度が第1級から第3級までに該当することとなった月の翌月の年月を記入してください。
- (4) 「8 傷病補償年金の年額」の欄は、最初に傷病補償年金の支給を決定したときの年額の最初の欄に記入し、以下の欄は、年金額の改定の都度順次記入してください。
- (5) 「9 傷病特別給付金の年額」の欄は、最初に傷病特別給付金の支給を決定したときの年額を最初の欄に記入し、以下の欄は、年金額の改定の都度順次記入してください。
- (6) 「10 故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間」の欄は、災害補償記録簿(第20号様式)(1)(記入要領)の1の(4)の例により記入してください。
- (7) 「11 厚生年金保険等の受給関係」の欄は、受給権者が傷病補償年金と同一の事由により次の年金の給付を受けているときは、該当するにレ印を記入してください。  
ア 旧船員保険法の障害年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金の保険給付に該当する障害年金をいいます。)  
イ 旧厚生年金保険法の障害年金(国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金の保険給付に該当する障害年金をいいます。)  
ウ 旧国民年金法の障害年金(国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金の給付に該当する障害年金をいいます。)  
エ 厚生年金保険法の障害厚生年金及び国民年金法の障害基礎年金(同法第30条の4の規定により支給される障害基礎年金を除きます。)  
オ 厚生年金保険法の障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について国民年金法の障害基礎年金が支給される場合を除きます。)

力 国民年金法の障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は厚生年金保険法の障害厚生年金が支給される場合を除きます。)

- (8) 「12 備考」の欄は、「9 傷病特別給付金の年額」の欄に記入した年金額の根拠、年金証書の再交付及びその事由、支給事由が消滅した場合の年月日及びその事由、調査を行った場合の年月日及びその結果の概要その他必要な事項を記入してください。

## 2 傷病補償年金等記録簿(裏)

- (1) この記録簿は、傷病補償年金及び傷病特別給付金を支払った都度記入してください。
- (2) 「支給対象月」の欄は、例えば昭和53年3月の支払の場合は、53年12月～53年2月分と記入してください。
- (3) 「年齢」の欄は、条例第6条第3項に規定する「基準日」における年齢を記入してください。
- (4) 「支給年月日」の欄は、支払った年月日を記入してください。
- (5) 「支払金額」の欄は、支払年度ごとの合計額をも記入するものとし、その合計額を記入した項に対応する「支給対象月」の項は、適宜「〇〇年度合計」等と記入してください。
- (6) 当該補償と同一の事由につき損害賠償を受けたときは、「備考」の欄に、受給権者が受領した傷病補償年金に相当する損害賠償の金額及びその額を受領した年月日を記入し、「支給対象月」及び「支払金額」の欄は、当該損害賠償を受けたことにより免責されている傷病補償年金が仮に支給されていたとしたら記入すべき事項を赤字で記入してください。
- (7) 「累計」の欄は、支給が完結した場合の総計を記入してください。